

名古屋市緑化地域制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）及び緑のまちづくり条例（平成17年名古屋市条例第39号。以下「条例」という。）に基づく緑化地域制度の実施に際し、運用上必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 「屋外」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に示される建築面積（以下「建築面積」という）に算入されない部分をいう。
- 2 前項のほか、次の各号に該当する部分についても「屋外」とする。
- (1) 植栽面の上部に5m以上の空間が確保された建築面積に算入されない部分と連続する建築面積算定区域界の内側1m以内の部分。
- (2) 植栽面の上部に10m以上の空間が確保された建築面積に算入されない部分と連続する建築面積算定区域界の内側2m以内の部分。
- 3 「建築物の外壁」とは、建築物の屋内と屋外を区別する壁のうち、屋外に面している部分をいい、常に風雨にさらされている部分とする。
- 4 「建築物の外壁に準ずるもの」とは、次の各号に該当するものをいう。
- (1) ベランダやバルコニーの壁面及びその壁面を結ぶ面
- (2) 軒、庇等から概ね鉛直方向に地面へ下ろした面
- (3) 建築物と一体となったからぼり(ドライエリア)の周壁
- (4) 建築物の外壁から(屋上の場合は外周のパラペット)から50cm以内に概ね直立に整備された構造物(ただし免震構造の建築物においてはこの限りではない)
- (5) 屋上に設置された設備機器の周囲の目隠し壁
- 5 「壁面緑化」とは、建築物の外壁及び建築物の外壁に準ずるものの屋外に面した部分に、建築物と一体的に恒久性のある緑化施設を整備することをいう。
- 6 「樹冠の水平投影面積」とは、樹木の枝により形づくられる外郭線(一部の突出した枝は含まない。)に囲まれた部分を水平面に投影した面積をいう。
- 7 「樹木の高さ」とは、植え付け時において樹木の樹冠の頂端(一部の突出した枝は含まない。)から根鉢の上端までの垂直高をいう。
- 8 「高木」とは、樹木の高さが4.0m以上の樹木をいう。

- 9 「中高木」とは、樹木の高さが2.5 m以上4.0 m未満の樹木をいう。
- 10 「中木」とは、樹木の高さが1.0 m以上2.5 m未満の樹木をいう。
- 11 「低木」とは、樹木の高さが1.0 m未満の樹木及びタケ類をいう。
- 12 「植栽基盤」とは、樹木、芝、その他の地被植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われており、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号。以下「省令」という。）第9条に定める面積以上の植栽がされている部分で、敷地の他の部分と分けられているものをいう。
- 13 「緑化駐車場」とは、駐車場としての用途を兼ねる緑地をいう。
- 14 「緑化面積」とは、省令第9条における「緑化施設的面積」をいう。
- 15 「エスパリエ」とは、樹木を壁面や塀などに誘引して緑化する手法をいう。
- 16 「水流等」とは省令第9条第2号ニに規定する緑化施設で、自然的景観を有し、常時表面が水面に覆われている部分をいう。
- 17 「園路等」とは省令第9条第2号ホに規定する緑化施設で、省令第9条第1号又は第2号イからニまでに規定する緑化施設に付随する部分をいう。なお、園路等に該当するものは、主たる目的が緑化施設の利用のための園路及び小規模な広場並びに緑化施設の維持管理のための土留、縁石、護岸、排水施設及び散水施設とする。

（制限の異なる区域に敷地がまたがる場合の緑化率の最低限度）

第3条 建築物の敷地が、法第34条に規定される緑化地域と、条例第26条に規定される緑化率が制限される区域にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、これらの規定にかかわらず、各区域の建築物の緑化率の最低限度にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以上でなければならない。

（適用除外物件）

第4条 次の各号に掲げる建築物は、当該各号に定めるとおりとする。

（1）法第35条第2項第1号の建築物

都市公園法に規定する公園施設及び占用の許可を受けた建築物

（2）法第35条第2項第2号の建築物

学校、工場等及び交通関連施設

（3）法第35条第2項第3号の建築物

敷地の全部又は一部が地山状態において高低差5 m以上かつ勾配30度以上の崖地がある敷地内の建築物

2 法第35条第3項の許可に付する条件は、次の各号に掲げる場合、当該各号に定めるとおりとする。ただし、工場立地法の対象となる工場が工場立地法受理書の交付を受けた場合は、第2号に定める条件は付さないものとする。

(1) 前項第1号の建築物の場合

事例ごとに判断する。

(2) 前項第2号の建築物の場合

次の表の左欄に掲げる建築用途に応じたそれぞれ同表の右欄に掲げる除外物件の水平投影面積を敷地全体から控除した残りの敷地面積に対して、規定の緑化率の最低限度を満たさなければならない。

建築用途	除外物件 (法令で離隔エリアが定められているものはその面積も含む)
学校等	○グラウンド
	○屋外プール
工場等	○軌道敷
	○煙突、パイプラック、廃棄物処理施設、クレーン、変電施設などの固定設備
	○高圧ガス保安法に規定する高圧ガス製造所など
	○ガス事業法に規定するガス工作物など
	○消防法や液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則に規定する危険物貯蔵所など
交通関連施設	○港湾法に規定する外郭施設
	○鉄道事業法に規定する軌道など
	○軌道法に規定する軌道など
	○道路法に規定する一般交通の用に供する道や道路附属物など ○自動車運送事業の営業所・転回所における車路および駐車場 (大型車が利用するものに限る)

(3) 前項第3号の建築物の場合

地山状態の高低差5m以上かつ勾配30度以上の崖地においては水平投影面積を敷地全体から控除した残りの敷地面積に対して、規定の緑化率の最低限度を満たさなければならない。

3 法第35条第3項の許可に付する条件が無い場合は、条例第25条に規定する緑化施設の工事の完了の届出を省略することができる。

(緑化施設工事完了延期認定)

第5条 法第43条第1項に規定する「気温その他のやむを得ない理由により建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することができない場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 建物の完了検査予定日から概ね1ヶ月以内に除却する建築物等が植栽予定場所に存在するために、緑化率確保が物理的に不可能な場合
- (2) 一つの建築敷地で複数の建築工事が連続して施工されるために、中途での緑化率確保が物理的に不可能な場合
- (3) その他、物理的に植栽が不可能又は植物全般にとって極めて生育困難な自然条件であると特に市長が認めた場合
- (4) その他のやむを得ない理由により緑化施設に関する工事が完了できない場合

2 次の各号に掲げる場合、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号に該当する場合

原則として、建築工事の完了予定日の1ヶ月前までに緑化施設工事完了延期認定申請書を提出しなければならない。

建物の完了検査予定日から概ね1ヶ月以内に除却する建築物等を確実に除却する旨の証明を提出しなければならない。

また、原則として、除却期限から1ヶ月以内に緑化施設に関する工事を完了し、かつ緑化施設工事完了届を提出しなければならない。

(2) 前項第2号に該当する場合

原則として、建築工事の完了予定日の1ヶ月前までに緑化施設工事完了延期認定申請書を提出しなければならない。

引き続き行われる工事の建築確認申請の写し等を提出しなければならない。

(3) 前項第3号に該当する場合

原則として、建築工事の完了予定日の2週間前までに緑化施設工事完了延期認定申請書を提出しなければならない。

(4) 前項第4号に該当する場合

原則として、建築工事完了予定日の1ヶ月前までに工程表を添えて緑化施設工事完了延期認定申請書を提出しなければならない。工事を完了した時点で緑化施設工事完了届を提出しなければならない。

(樹木の緑化面積の計算方法)

第6条 省令第9条第2号イ(3)(以下「S1③」という。)に基づき緑化面積を計算する場合、同一の植栽基盤内の樹木は全てS1③で計算しなければならない。

2 植栽基盤が縁石などにより明確に区分されている場合は、2箇所の植栽基盤とみなす。

3 省令第9条第2号イ(1)に基づき緑化面積を計算する場合、この面積は、樹冠を直行する2本の直径の平均を直径とした円とみなして算出することができる。

4 省令第9条第2号イ(2)(以下「S1②」という。)に基づき緑化面積を計算する場合、次の表の左欄に掲げる樹木に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる面積を1本当りのみなし樹冠の緑化面積とすることができる。

樹木の種類	面積
高木	13.8㎡
中高木	8.0㎡
中木	3.8㎡

5 S1②に基づくみなし樹冠が建築物などに重なる部分は緑化面積として計上できない。ただし、樹木の高さが建築物の高さを超える場合は、重なる部分を緑化面積として計上することができる。

6 S1③に基づき緑化面積を計算する場合、植栽基盤の中に芝その他の地被植物があるときは、芝その他の地被植物の緑化面積を樹木による緑化面積とみなして計上することができる。

7 S1③に基づき緑化面積を計算する場合、原則として、植栽基盤の中に構造物がある場合はその面積を控除しなければならない。

(芝その他の地被植物で表面が被われている部分の面積の計算方法)

第7条 省令第9条第2号ロ(以下「S2」という。)に基づき張芝の緑化面積を計算する場合、7分張以上の張芝を行っていれば、張芝を行った植栽基盤全体の水平投影面積を緑化面積として計上することができる。ただし、7分張未満の場合は、目地部分を除いた実際の張芝の水平投影面積を緑化面積とする。

2 S2に基づき地被植物の緑化面積を計算する場合、原則16株/㎡以上の密度で植栽されていれば、植栽基盤全体の水平投影面積を緑化面積として計上することができる。ただし、セダム、タマリユウ、ジャノヒゲ及びそれに類する地被植物に関しては、36株/㎡以上とする。

- 3 S 2に基づき緑化面積を計算する場合、原則として、植栽基盤の中に構造物がある場合はその面積を控除しなければならない。
- 4 緑化駐車場は、原則として緑化保護資材を使用しなければならない。緑化保護資材を施工した面積に緑化保護資材の緑化率×1.25を乗じた値を緑化面積とする。ただし、乗じる値は0.80を上限とする。また、車室における車両下部分を緑化する場合においては、車止めから奥行2.5m、幅員0.7mを上限として緑化保護資材を使用しないことができる。駐車場所の前後に、壁・生垣などがあり、車止めを設置しない場合は、壁の表面（生垣にあつては生垣の幹の中心）から0.5mの位置を車止めの位置とみなす。
- 5 緑化駐車場の緑化面積は、次の各号に掲げる場合ごとに、当該各号に掲げる式により算出するものとする。
 - (1) 緑化率が64%以上である緑化保護資材を使用する場合 緑化保護資材の設置面積×0.8
 - (2) 緑化率が64%未満である緑化保護資材を使用する場合 緑化保護資材の設置面積×製品ごとの緑化率×1.25
 - (3) 緑化保護資材を使用しない場合 植栽基盤の水平投影面積
- 6 つる性植物などがパーゴラなどの緑化資材を平均して30cm以下の間隔で被っている場合には、その部分の水平投影面積をS 2に基づく緑化面積として計上することができる。

(池・水流等の面積の計算方法)

第8条 本条及び第10条における「植栽等」とは、緑化面積として計上することができる緑化施設から、省令第9条第2号ホ（以下「S 5」という。）に基づき計算される緑化施設及び緑化駐車場を除いたものをいう。

- 2 省令第9条第2号ニ（以下「S 3」という。）に基づき池・水流等を緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 池の場合、池の外周延長の1/2を超えて連続して植栽等に面していること。
 - (2) 水流の場合、水流の両側が植栽等に面していること。
 - (3) 水流の場合、水流と水流に面している植栽等との横断面のうち、植栽等の横断延長が水流の横断延長を超えていること。
 - (4) 池もしくは水流に面している一体の植栽等が、池もしくは水流の面積以上であること。
 - (5) 池もしくは水流の底の表面が、土もしくは石（切石も可）で被わ

れていること。

- 3 一つの水流の中で前項の条件を満たす区間と満たさない区間がある場合は、条件を満たす区間の面積をS3に基づく緑化面積として計上することができる。

(花壇等の面積の計算方法)

第9条 省令第9条第2号ハ(以下「S4」という。)に基づき花壇等を緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を全て満たさなければならない。

- (1) 草花等が生育するために、土を盛り上げたり仕切りを設けたりしたもので、良質土の補充や土壌改良などが施されていること。
- (2) 適宜植替えが必要な植物が年に6ヶ月以上植えられていること。
- (3) 原則として緑化工事完了時に植え付けなどがされていること。
- 2 S4に基づき緑化面積を計算する場合、原則として、植栽基盤の中に構造物がある場合はその面積を控除しなければならない。
- 3 プランターやコンテナ等は原則として緑化面積に計上できない。ただし、容積が概ね50ℓ以上のものをアンカーボルトやモルタル、接着剤等で地盤や建築物等の躯体にしっかりと固定する場合、緑化面積として計上することができる。
- 4 省令第9条第2号イに基づき緑化面積を計算する場合、前項の規定を原則として準用する。

(土留・園路等の面積の計算方法)

第10条 S5に基づき土留を緑化面積として計上するためには、少なくとも土留の片側が植栽等に面していなければならない。

- 2 前項において、建築物の躯体を土留として利用している場合等は対象外とする。
- 3 S5に基づき園路を緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 園路の両側が植栽等に面していること。
 - (2) 園路に面した植栽等の面積が園路の面積以上であること。
 - (3) 園路と園路に面した植栽等の横断面のうち、植栽等の横断延長が園路の横断延長を超えていること。
 - (4) 日常的な車両通行がないこと。
- 4 一つの園路の中で、前項の条件を満たす区間と満たさない区間がある場合は、条件を満たす区間の面積をS5に基づく緑化面積として計上す

ることができる。

- 5 前2項において、園路の中や園路に面した位置にある第1項で規定する土留は、園路として扱うことができる。
- 6 S5に基づき「植栽等と一体となった小規模な広場（以下「広場」という。）」を緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 広場の外周延長の1/2を超えて連続して植栽等に面していること。
 - (2) 広場に面した植栽等の面積が広場の面積以上であること。
- 7 前項において、広場の中や広場に面した位置にある第1項で規定する土留は、広場として扱うことができる。
- 8 S5に基づき「植栽等と一体となった散水用配管・排水溝（以下「配管等」という。）」を緑化面積として計上するためには、配管等は植樹帯の中に設置されていなければならない。
- 9 前項において、第3項で規定する園路や第6項で規定する広場の中や広場に面した位置にある配管等は、それぞれ園路、広場として扱うことができる。
- 10 S5に基づき「ベンチ等」を緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を満たさなければならない。
 - (1) 植栽等もしくは第3項で規定する園路、第6項で規定する広場の中に設置されていること。
 - (2) 施設のうち、緑地の利用や維持管理に関する施設であること。
 - (3) 1施設の面積が1㎡未満であること。
- 11 S5に基づき土留を緑化面積として計上する場合、その天端の水平投影面積を計上する。
- 12 S5に基づく緑化面積は、全緑化面積の1/5を超えない範囲まで計上することができる。

（屋上緑化の面積の計算方法）

- 第11条 建築物その他工作物の上面に整備された省令第9条第2号に掲げる緑化施設の面積は、屋上緑化の面積として計上しなければならない。
- 2 トレイ、マット、パネル等を使用した緑化を行う場合の緑化面積算定方法は原則として、1枚当たりの面積（外寸）×使用枚数で計算する。この場合において、トレイ、マット、パネル等の周囲を囲む縁石等はS5の土留めとして計上することができない。

(壁面緑化の面積の計算方法)

第12条 省令第9条第1号(以下「S7」という。)に基づき緑化面積を計算する場合、建築物の外壁の植物が生育するために必要な資材または植物で覆われている部分の鉛直投影面積(水平面に対して垂直な面に投影した面積)を緑化施設的面積として計上する。ただし、明らかに植物の生育が見込まれない部分まで緑化施設的面積として計上することはできない。

2 S7に基づき、つる性植物による緑化の面積を計上する場合は、3株/m以上の密度で植栽されていなければならない。ただし、既存の緑化施設的面積を計上する場合はこの限りではない。

3 一年草による壁面緑化は、緑化面積として計上できない。

4 傾斜した壁面を緑化する場合、「緑化された外壁の水平投影の長さ×鉛直方向の高さ」を緑化面積として計上することができる。ただし、「緑化施設の水平投影面積」として計算した緑化面積が、上記計算方法で算出された緑化面積より大きい場合は、「緑化施設の水平投影面積」として計算した緑化面積を屋上緑化として計上する。ただし、この場合において屋上緑化と壁面緑化を重複して計上することはできない。

5 壁面緑化は、壁面緑化以外の緑化施設の水平投影と重複して緑化面積を計上することができる。ただし、前項において「緑化施設の水平投影面積」を選択した場合は重複して計上することができない。

6 建築物の外壁に沿わせてフェンス等の自立式壁面を設置して緑化する場合、S7に基づく緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を全て満たさなければならない。

(1) フェンス等の外面から建築物の外壁までの距離が50cm以内であること。(ただし免震構造の建築物においてはこの限りではない)

(2) 原則として建築物の外側に緑化されていること。

7 建築物の外壁に沿わせて生垣を植栽する場合、S7に基づく緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を全て満たさなければならない。

(1) 生垣の幹の中心から建築物の外壁までの距離が50cm以内であること。

(2) 中木以上の樹木が2本/m以上植栽されていること。

8 建築物の外壁に沿わせてエスパリエを行う場合、S7に基づく緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を全て満たさなければならない。

(1) 樹木の幹の中心から建築物の外壁までの距離が50cm以内であ

ること。

(2) 中木以上の樹木が植栽されていること。

- 9 建築物の外壁に準ずるものに整備された緑化施設についても、S7に基づき緑化面積を計算することができる。
- 10 同一水平面において、1m以内に複数の建築物の外壁に準ずるものによる壁面緑化が存在する場合は、S7に基づく緑化面積は重複計上できない。
- 11 S7に基づき、つる性植物による緑化の面積を計上する場合は、つる性植物を誘引するためのワイヤー等資材の設置間隔は30cm以下とする。ただし、既存の緑化施設の面積を計上する場合はこの限りではない。
- 12 屋根と柱で構成される建築物（これに類するものを含む。）について、柱間を緑化する場合は、当該緑化が、建築物の外壁又は建築物の外壁に準ずるものに緑化した場合と同様の外観を整えるものと認められる場合は、当該緑化については、建築物の外壁に準ずるものに整備された緑化施設とみなす。

(緑化施設工事完了時における現地確認)

- 第13条 市長は、条例第25条の届出があった場合、当該届出にかかる緑化施設が緑化率の規制に適合しているかどうかについて職員に現地を確認させることができる。

(敷地に名古屋市外の区域を含む場合)

- 第14条 建築物の敷地が、法第34条に規定される緑化地域あるいは条例第26条に規定される緑化率の最低限度が定められた区域と、名古屋市外の区域とにわたる場合においては、条例第23条にいう敷地面積は、その敷地の当該区域内にある各部分の面積の合計とする。
- 2 前項の場合においては、当該建築物の緑化率は、これらの規定にかかわらず、各区域の建築物の緑化率の最低限度（名古屋市外の区域にあつては、零）にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以上でなければならない。

(市が設置する建築物)

- 第15条 条例第24条第2項にいう「市が設置する建築物」は、原則として次の各号のいずれかに該当する建築物とする。

(1) 緑のまちづくり条例施行細則（平成17年名古屋市規則第158号。以下「条例施行細則」という。）に規定する緑化率適合証明等申請書（第11号様式）、緑化率規制適用除外許可等申請書（第1

2号様式の3)の申請者(以下「申請者」という。)が市長または上下水道局長、交通局長、病院局長(以下「市長等」という。)である建築物

(2)申請者が複数である場合、申請者のうち少なくとも1名が市長等である建築物

(3)民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。)に基づき、市長等が選定した特定事業を実施する民間事業者が申請者である当該建築物

(4)申請者と建築後の建物所有者が異なる場合で、建築後の建物所有者が名古屋市である建築物

(申請書等に記載する数値)

第16条 省令第10条に規定する申請書及び条例施行細則に規定する緑化率適合証明等申請書(第11号様式)、緑化施設概要書(第12号様式)、緑化率規制適用除外許可等申請書(第12号様式の3)、申請書等記載事項変更届(第12号様式の7)、緑化施設工事完了届(第12号様式の9)に記載する次の表の左欄に掲げる事項の数値は、原則として同表の右欄に掲げる記載基準のとおりとする。

事項(単位)	記載基準
緑化率(%)	小数点以下第2位を切り捨て第1位まで記載
緑化率の最低限度(%)	小数点以下第2位を切り上げ第1位まで記載
緑化施設の面積(m ²)	小数点以下第2位を切り捨て第1位まで記載
敷地面積(m ²)	小数点以下第3位を切り捨て第2位まで記載
増築割合(%)	小数点以下第2位を切り上げ第1位まで記載
園路、土留等の面積の割合(%)	小数点以下第2位を切り上げ第1位まで記載

2 第3条の規定が適用される場合、前項の規定にかかわらず、条例施行細則に規定する緑化率適合証明等申請書(第11号様式)、緑化率規制適用除外許可等申請書(第12号様式の3)、申請書等記載事項変更届

(第12号様式の7)、緑化施設工事完了届(第12号様式の9)に記載する条例第26条の規定による緑化率の最低限度の数値は、小数点以下第2位を切り捨て第1位まで記載する。

(雑則)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。